

中国圏広域地方計画学識者等会議 規約

平成 27 年 9 月 14 日

(名称)

第1条 本会議は、中国圏広域地方計画学識者等会議(以下「学識者等会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 学識者等会議は、中国圏広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)の求めに応じ、中国圏における国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第9条に規定する広域地方計画(以下「中国圏広域地方計画」という。)を定め又はすでに定められた中国圏広域地方計画を変更するために協議会で行われる協議において、専門的な見地から意見を述べることを目的とする。

(組織)

第3条 学識者等会議は、別表に掲げる学識者等(以下「委員」という。)で組織する。

2 委員は非常勤とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第4条 学識者等会議に座長及び座長代理を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、学識者等会議を代表する。

3 座長代理は、座長に事故があるときにその職務を代理する。

(運営)

第5条 学識者等会議は、座長が召集する。

2 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を徴することができる。

(事務局)

第6条 学識者等会議の事務局は、中国地方整備局企画部及び建政部並びに中国運輸局交通政策部及び観光部に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、学識者等会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、決定の日から施行する。

(設立時委員の任期特例)

第2条 学識者等会議設立時の委員においては、第3条第2項の規定にかかわらず、その任期を中国圏広域地方計画が定められた日又は改定された日の属する年度の末日までとする。

平成 27 年 9 月 14 日
中国圏広域地方計画推進室

中国圏広域地方計画学識者等会議委員名簿

新井 直樹	鳥取環境大学経営学部経営学科准教授
磯部 美津子	島根県立大学名誉教授
江里 美代子	日本赤十字社岡山県支部参事
沖 陽子	岡山大学副学長
木村 ひろみ	畜産農家
作野 広和	島根大学教育学部共生社会教育講座教授
宮原 孝明	日本放送協会広島放送局放送部長
佐藤 豊信	岡山商科大学大学院経済学研究科教授
さとう みどり	(株)ハーストーリィプラス代表取締役
○戸田 常一	広島大学大学院社会科学研究科教授
西河 葉子	倉吉市地域おこし協力隊員「関金温泉若女将」
藤原 章正	広島大学大学院国際協力研究科教授
古瀬 誠	(株)山陰合同銀行特別顧問
◎三浦 房紀	山口大学副学長
山田 知子	比治山大学現代文化学部マスコミュニケーション学科教授

◎：座長 ○：座長代理

(敬称略、50音順)